

宛先 FAX **092-716-2877**

社会保険労務士法人  
プロフェス宛


4/1 施行  
改正労働基準法  
完全対応

社長！従業員から未払い残業代を請求されたら、あなたの会社大丈夫ですか？

今ならまだ間に合う！！  
中小企業を狙い撃ちする  
**労務問題対策セミナー**

◎こんな時、あなたの会社はどうしますか？

- ▶ ①辞めてゆく社員から「今までの残業代、まだもらってないんですけど」と言われたらどうしますか？
- ▶ ②社員が体調を崩した時、『労災』を理由に訴えられたらどうしますか？
- ▶ ③ある日労働基準監督署から是正勧告が出されたらきちんと対応できますか？

お伝えする内容	講師
<p><b>基調講演</b> 中小企業が労務問題で狙われる背景とその実態</p> <p><b>改正労働基準法のポイントと複雑化する労務問題への対応法</b></p> <p>1. 改正労基法の概要 2. 監督署の不払い残業の是正結果 3. 労働時間の適正把握基準（ヨンロク通達）とは 4. 中小企業にも適用される月45時間超の割増率引上げ 5. 年次有給休暇の時間単位付与 6. 中小企業が狙われている労働債権マーケットとは 7. タイムカードは労働時間か？ 判例からみる労働時間 8. マクドナルド名ばかり管理職からみる労働時間対策 9. いますぐ見直すサービス残業対策とは</p>	<p><b>基調講演</b></p> <p>株式会社船井総合研究所 経営コンサルタント <b>大谷 展之氏</b></p> <p>社会保険労務士法人プロフェス 代表 特定社会保険労務士 <b>前田拓邦</b></p> 

**開催要項**

**日時** 平成22年4月20日(火) 16:00～18:00 (受付開始15:30～)

**場所** ホテル福岡ガーデンパレス  
福岡市中央区天神 4-8-15 TEL: 092-713-1112

**参加料** 社会保険労務士法人プロフェスの顧問先様と知人様に限り無料 ※定員になり次第締め切らせていただきます  
※終了後、懇親会を予定しております(参加費 5,000 円) 申し込み受付時に出欠確認させていただきます。

**共催** 社会保険労務士法人プロフェス 福岡市中央区大名 1-8-12 第二西部ビル 2F TEL: 092-716-2807  
赤木税理士事務所 福岡市中央区天神 3 丁目 6-24-306 Tel: 092-721-4655

**お申し込み書 (必要事項をご記入の上、このままFAX下さい)**

参加企業様名①	ご参加者名の役職・お名前	
ご住所 〒	TEL	懇親会 <input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない
	FAX	
参加企業様名②	ご参加者名の役職・お名前	
ご住所 〒	TEL	懇親会 <input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない
	FAX	
参加企業様名③	ご参加者名の役職・お名前	
ご住所 〒	TEL	懇親会 <input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない
	FAX	

※当用紙に記載されたお客様の情報は、当事務所のセミナーのご案内といった当社の営業活動やアンケート等に使用することがあります。但し、法令で定める場合のほか、お客様の承諾なしに他の目的に使用いたしません。ご提供いただいた住所宛でのダイレクトメールの発送を希望されないときは、チェックを入れてください。  希望しない